

令和6年7月16日

市内指定居宅介護支援事業所 御中

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部地域ケア推進課長

令和6年度第1回高齢者いきいき相談室研修開催について

見出しの研修を別添開催要項のとおり開催します。なお、今回も(1)オンライン方式 または (2)アーカイブ配信 での実施です。

令和6年10月1日から新規に高齢者いきいき相談室を受託するには、今回の研修又は令和5年度に実施した研修の受講が必要です。

すでに、高齢者いきいき相談室を受託中の事業所は、今回の研修を受講しなくても令和6年度末（令和7年3月）までは受託ができます。ただし、令和7年度に高齢者いきいき相談室を受託するには、今回の研修又は令和7年2月に実施する研修受講が必要です。

- ※ 高齢者いきいき相談室となる居宅介護支援事業所から必ず1名以上（法人単位不可）受講が必要です。
- ※ 高齢者いきいき相談室の受託には、事業所に主任介護支援専門員が所属していることが必要です。

名古屋市役所 地域ケア推進課 鈴木、井関
電話 : 052-972-2540
メール : a2549@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp